

自主防災組織を 作ろう

地域で協力し合い災害からまちを守るため、自主的に結成する組織です。

市では、自主防災組織に対して補助金を交付し、その活動を支援しています。

消防サイレンに ご理解を

市内で火災が発生した場合、サイレンを鳴らします。また、毎月原則1日(1月を除く)の午前8時

「日常備蓄」を進めましょう

日ごろから自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、発災時にも自宅で当面生活することができ

がおすすめです。東京備蓄ナビで、自分に合った備蓄を調べてみましょう。



東京備蓄ナビ

重要な役割を 担う消防団

かけるため、サイレンを鳴らしています。

本業をもつかたわら、奉仕の精神により市民の生命

や財産などを守るため、昼夜を問わず活動しています。訓練などの消防団の活動へのご理解・ご協力をお願いします。なお、入団方法等詳しくはお問い合わせください。

資格等要件市内在住・在勤・在学の入団日時点で18歳以上の方

Information お知らせ

第5次基本構想・後期基本計画策定支援委託事業者を募集

同事業の策定支援を行う事業者を募集します。応募方法等詳細は、実施要領をご覧ください。

参加希望受付期間3月1日(金)～15日(金)

選考方法公募型プロポーザル方式

実施要領配布受付期間内に、企画政策課(市役所本庁舎2階)、市ホームページ

企画政策課企画政策係 ☎042-387-9800

委員募集

【学校運営協議会】

学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる地域とともにある学校の推進を図るため、協議します。

ご利用ください 3月の休日窓口

開設時間午前9時～午後1時

開設窓口市民課、保険年金課国民健康保険係、子育て支援課手当助成係(3日のみ)、納税課(3日のみ)

※一部取り扱いできない業務(後期高齢者医療事務・国民年金事務・市税証明書交付事務ほか)もあります。個人番号カードに係る業務17日のみ

募集校▽第三小学校▽第四小学校▽東小学校▽緑小学校▽南小学校▽第一中学校

対市内在住で、令和6年4月1日現在18歳以上の方

定各2人以内(選考)

任期4月1日～令和8年3月31日(年5回程度開催)

報酬千500円(1回)

3月12日(消印有効)までに、直接、郵送またはファクスで小論文(800字以内・課題

「地域住民として学校運営協議会で果たせる役割について」・住所・氏名・年齢・電話番号・希望する学校名(1校のみ)を明記し、指導室指

導係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎7階 ☎042-387-9877 FAX 042-387-1333)へ

【かたらい編集委員】男女共同参画情報誌「かたらい」の企画・取材・原稿執筆等を行う市民編集委員を募集します。

対市内在住・在勤・在学中、令和6年4月1日現在18歳以上の方

定4人(選考)

取り扱いません

企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826、土曜・日曜・祝日は市役所代表 ☎042-383-1111

3月 ○は休日窓口開設日						
日	月	火	水	木	金	土
○	○	○	○	○	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

任期4月～令和8年3月 他謝礼および保育有り(1歳以上の未就学児)

3月1日～15日(必着)に、直接、郵送またはファクスで作文(800字以内・課題「私の心算動機」・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・メールアドレスを明記し、企画政策課男女共同参画室(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224)へ

【地域自立支援協議会】障がいのある方の地域での生活を支援するため、検討・協議します。

対市内在住で20歳以上の方

定1人(選考)

任期5月1日～令和8年4月30日(年4回程度開催)

報酬1万円(1回)

委員は専門部会(年7回程度開催)計画策定等に係る会議以外は無報酬)にも所属していただきます。詳細はお問い合わせください

3月29日(必着)までに、直接、郵送またはファクスで小論文(800字以内・課題「障がいのある人が地域で安心して暮らしていくための必要な合理的配慮とは」・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、自立生活支援課障害福祉係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9848 FAX 042-384-2524)へ

◇共通◇

他▽市が設置する附属機関等の委員は、原則2つまで▽小論文は返却します▽選考基準・方法等詳細はお問い合わせください

市民課窓口の混雑緩和に ご協力ください

市民課窓口は、引越シシズンの2月下旬～5月上旬は大変混雑します。また、時期にかかわらず、転入や転居を含むマイナンバーカード関係の手続きや、月曜・祝日等の翌日は込み合

市民課での税関係証明書の発行を休止

市民課窓口では、税関係証明書の一部(市・都民税課税証明書および納税証明書)を取り扱っていませんが、窓口が大変込み合う3月1日(金)～6月9日(日)は休止します。

休止期間中、税関係証明書は、市民税課および納税課(いずれも市役所第二庁舎3階)でのみ発行します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

市民課市民係 ☎042-387-9830



窓口呼出状況
配信サイト

戸籍制度が利用しやすくなります

3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、以下のことができるようになります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【戸籍謄本等の広域交付】

本籍地以外の市区町村の窓口でも、戸籍・除籍・改製原戸籍謄本を請求できるようになります。

■請求できる方本人、配偶者、父母や祖父母など(直系尊属)、子や孫など(直系卑属)

■手数料(1通)戸籍謄本450円、除籍謄本・改製原戸籍謄本750円

■注意事項▷抄本は請求できません▷運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です▷交付は後日となる場合があります▷第三者請求および代理人請求はできません

問市民課市民係 ☎042-387-9830

【戸籍届出時における戸籍謄本の添付負担の軽減】

本籍地ではない市区町村の窓口で戸籍の届け出を行う場合でも、戸籍謄本の添付が原則不要になります。

問市民課戸籍係 ☎042-387-9816